

工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について

〔 制 定：平成15年 1月 1日
最終改正：令和 6年 4月22日 〕

第1 目的

契約の内容に適合した履行の確保及びダンピング受注の防止を図るため、石狩湾新港管理組合が発注する工事の請負の契約及び工事に係る設計、測量、地質調査等（以下「委託業務」という。）の契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続を定める。

第2 対象工事等

対象工事及び対象委託業務は、管理者が別に定める。

第3 低入札価格調査制度

1 調査基準価格の設定

(1) 支出負担行為担当者は、財務規則第102条第1項及び同運用方針の規定により管理者が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で調査基準価格を設定するものとする。

ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲

イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲

ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲

エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲

オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲

(2) 支出負担行為担当者は、対象工事に係る請負契約及び対象委託業務の契約を競争入札に付そうとするときは、調査基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

2 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、調査基準価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、調査基準価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

(1) 調査基準価格を設定していること。

(2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。

3 調査の実施

(1) 支出負担行為担当者は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者について、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査するものとする。

(2) 支出負担行為担当者は、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った他の者のうち、最低価格の入札者を落札者とするものとする。

第4 最低制限価格制度

1 最低制限価格の設定等

(1) 支出負担行為担当者は、財務規則第103条第1項及び同運用方針の規定により管理者が別に定める基準に基づき、工事及び委託業務の契約ごとに次に掲げる範囲内で最低制限価格を設定するものとする。

ア 工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲

イ 委託業務（測量、地質調査及び道路清掃を除く。）については、予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲

ウ 測量については、予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲

エ 地質調査については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲

オ 道路清掃については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲

(2) 支出負担行為担当者は、特に(1)により難いと判断した場合は、最低制限価格の設定に当たり、その都度、管理者の承認を得るものとする。

2 入札参加者への周知

支出負担行為担当者は、最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知の際、最低制限価格を設定している旨を記載するほか、入札参加者に対し、入札心得の条文を熟読することを促すとともに、現場説明及び入札執行の際に次のことを説明するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札者であっても落札者とならないこと。

第5 その他

この通達に係る事務処理については、管理者が別に定めるものとする。

なお、平成14年10月31日以前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約に係るものについては、従前の例による。